

8.7 景観

8.7.1 調査結果

(1) 景観資源

①調査地域

対象事業実施区域及びその周囲とし、風力発電機の垂直見込み角が1度以上となる周囲9.3kmの範囲とした。

②調査方法

表8.7.1-1に示す資料等をもとに、表8.7.1-2に該当する景観資源の分布状況を把握した。

表 8.7.1-1 景観資源を把握するために確認した記載場所等

資料等	記載場所等
丹後天橋立大江山国定公園	京都府が運営するホームページ
伊根町伊根浦伝統的建造物保存地区	伊根町が運営するホームページ
京都府レッドデータブック 2015	京都府が運営するホームページ
京都府丹後広域振興局	京都府が運営するホームページ
伊根浦ゆっくり観光	伊根浦ゆっくり観光の会が運営するホームページ
山陰海岸ジオパークまるごと体感 MAP	山陰海岸ジオパーク推進協議会が運営するホームページ

表 8.7.1-2 景観資源の選定根拠

資料等の名称	発行等	選定根拠	区分
文化財保護法	昭和 25 年 法律第 214 号	景勝地であって芸術上、観賞上価値が大きいもの	名勝
		歴史的な集落・町並み	伝統的建造物群保存地区
		地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの	文化的景観
自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査	環境省が運営する ホームページ	自然環境保全上重要な要素である自然景観	自然景観資源

③調査結果

景観資源の概要を表8.7.1-3に、位置を図8.7.1-1に示す。

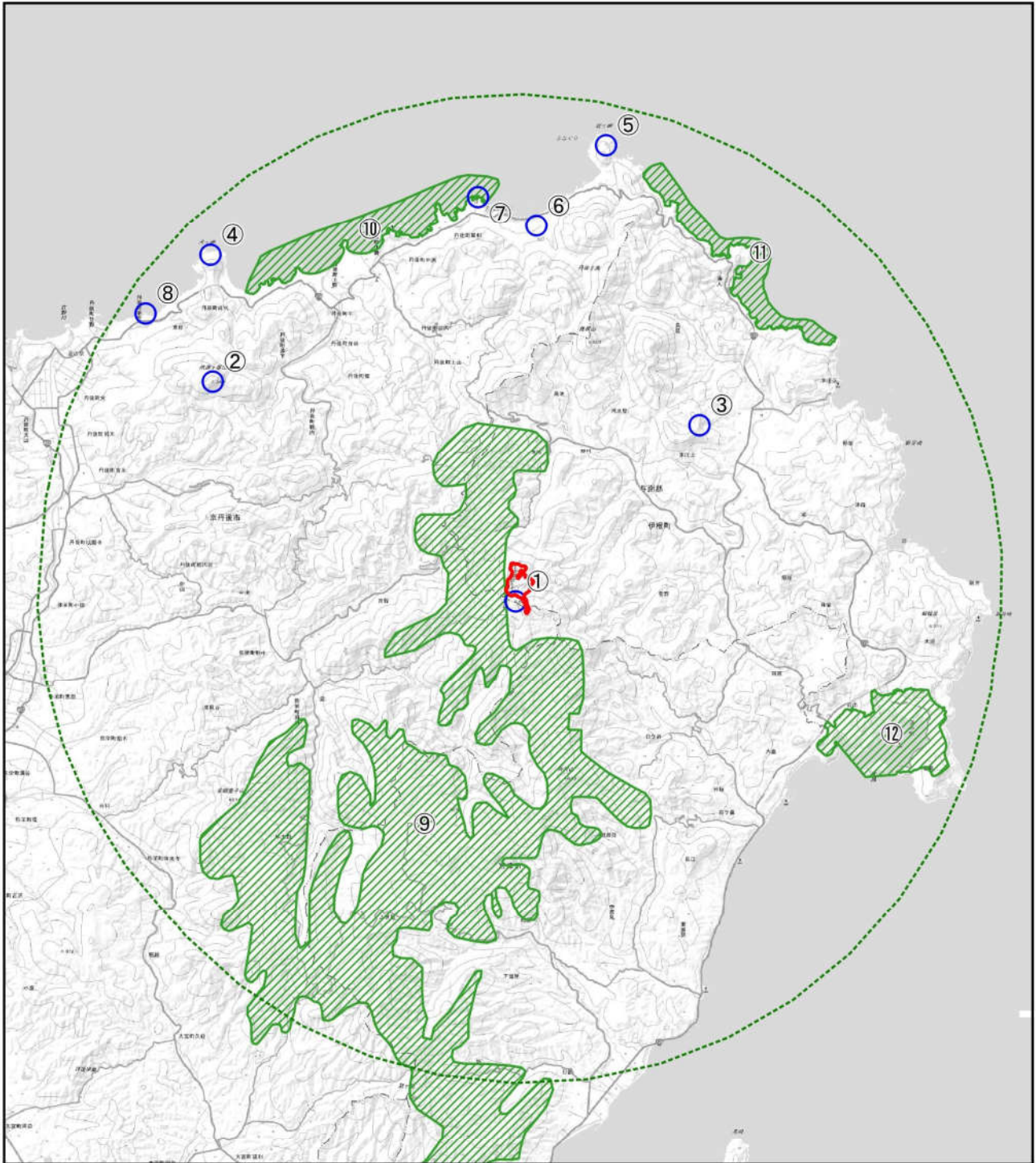
表 8.7.1-3 (1) 景観資源の概要

	名称	区分	選定根拠及び概要
①	太鼓山	自然景観資源 (非火山性孤峰)	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・太鼓山の京丹後市側には、森林公園スイス村（野外レクリエーション施設）があり、高い頻度で利用されている。 ・孤峰であり、地域のランドマークとなっている。
②	依遅ヶ尾山	自然景観資源 (非火山性孤峰)	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・京丹後市丹後町乗原の南方に位置する標高 540m の独立峰。 ・山頂部から経ヶ岬や丹後松島など日本海の眺望がよく、登山道が整備されている。
③	布引滝	自然景観資源 (滝)	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊根町本庄上から西方の標高 240m の地点に見られる丹後半島最大の滝。
④	犬ヶ岬	自然景観資源 (海食崖)	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹後半島北西に位置し、日本海に面する岬。
⑤	経ヶ岬	自然景観資源 (海食崖)	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹後半島の先端に突き出した近畿地方北端の岬。岬の周囲には、安山岩からなる柱状節理の発達する海食崖が見られる。 ・駐車場から、経ヶ岬を回る遊歩道が整備されている。
⑥	袖志の棚田	文化的景観	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化的景観 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・扇状地に開けた約 4 百枚の棚田からは日本海を望むことができ、棚田と海、集落が調和した美しい景観は、「日本の棚田百選」に選定されている。
⑦	穴文殊	自然景観資源 (海食崖)	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾和の海食崖にできた高さ約 10m の海食洞。 ・洞窟付近には丹後三文殊のひとつ清涼山九品寺の本堂及び山門がある。
⑧	屏風岩	自然景観資源 (海食崖)	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地層中にマグマが板状に入り込んでできた岩脈で、その後の波の侵食によってまわりの柔らかい岩石が削り取られ残されてきたものである。 ・夕日を背にした姿は自然の造形美を醸し出している。

表 8.7.1-3 (2) 景観資源の概要

	名称	区分	選定根拠及び概要
⑨	世屋高原	自然景観資源 (非火山性高原)	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹後半島のほぼ中央に位置し、標高500m～600mの稜線が連なる高原。近畿地方でも有数のブナ・ミズナラ等の落葉広葉樹林や希少な動植物、溪流、湿原などがある。
⑩	丹後松島	自然景観資源 (多島海)	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・奇岩が連なるリアス式の海岸。 ・日本三景である宮城県の松島の景観と似ていることが名前の由来となっている。
⑪	浦入海岸	自然景観資源 (断層海岸)	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全上重要な要素である自然景観 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・断崖絶壁のリアス式海岸が連続する。
⑫	伊根の舟屋群と青島	伝統的建造物群 保存地区 (重要伝統的建 造物保存地区)	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な集落・町並み <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・江戸時代末期から昭和初期に建てられた伊根湾沿いに連続して建つ舟屋及び主屋、蔵、寺社などの伝統的建造物を残す漁村であり、青島と伊根湾およびこれらを囲む魚付林などの周辺の環境と一体となって歴史的風致を今日に良く伝える。

出典等：「丹後天橋立大江山国定公園」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)、「伊根町伊根浦伝統的建造物保存地区」(伊根町が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)、「京都府レッドデータブック2015(平成27年 京都府)」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)、「京都府丹後広域振興局」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)、「伊根浦ゆっくり観光」(伊根浦ゆっくり観光の会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)、「山陰海岸ジオパーク」(山陰海岸ジオパーク推進協議会が運営するホームページ最終閲覧月：令和2年7月)を参考に作成した。



凡例



- ①太鼓山
- ②依遅ヶ尾山
- ③布引滝
- ④犬ヶ岬
- ⑤経ヶ岬
- ⑥袖志の棚田
- ⑦穴文殊
- ⑧屏風岩



- ⑨世屋高原
- ⑩丹後松島
- ⑪浦入海岸
- ⑫伊根の舟屋群と青島



対象事業実施区域



景観の調査地域

1 0 1 2 3 4 5 6 km



出典等：「丹後天橋立大江山国定公園」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）、「伊根町伊根浦伝統的建造物保存地区」（伊根町が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）、「京都府レッドデータブック2015（平成27年 京都府）」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）等を参考に作成した。

図 8.7.1-1 景観資源位置図

(2) 主要な眺望点

景観の調査対象範囲において、表8.7.1-4に示す資料等をもとに、表8.7.1-5に該当する眺望点の分布状況を把握した。

眺望点の概要を表8.7.1-6に、位置を図8.7.1-2に示す。

表 8.7.1-4 眺望点を把握するために確認した記載場所等

資料等	記載場所等
森林公園スイス村ホームページ	(株) スイス村管理組合が運営する運営ホームページ
筒川文化センターホームページ	伊根町教育委員会が運営するホームページ
伊根町観光協会が運営するホームページ	同左
京都府丹後広域振興局	京都府が運営するホームページ
観るなび	(公社) 日本観光振興協会が運営するホームページ
京丹後ナビ	(一社) 京丹後市観光協会が運営するホームページ
山陰海岸ジオパークまるごと体感 MAP	山陰海岸ジオパーク推進協議会が運営するホームページ

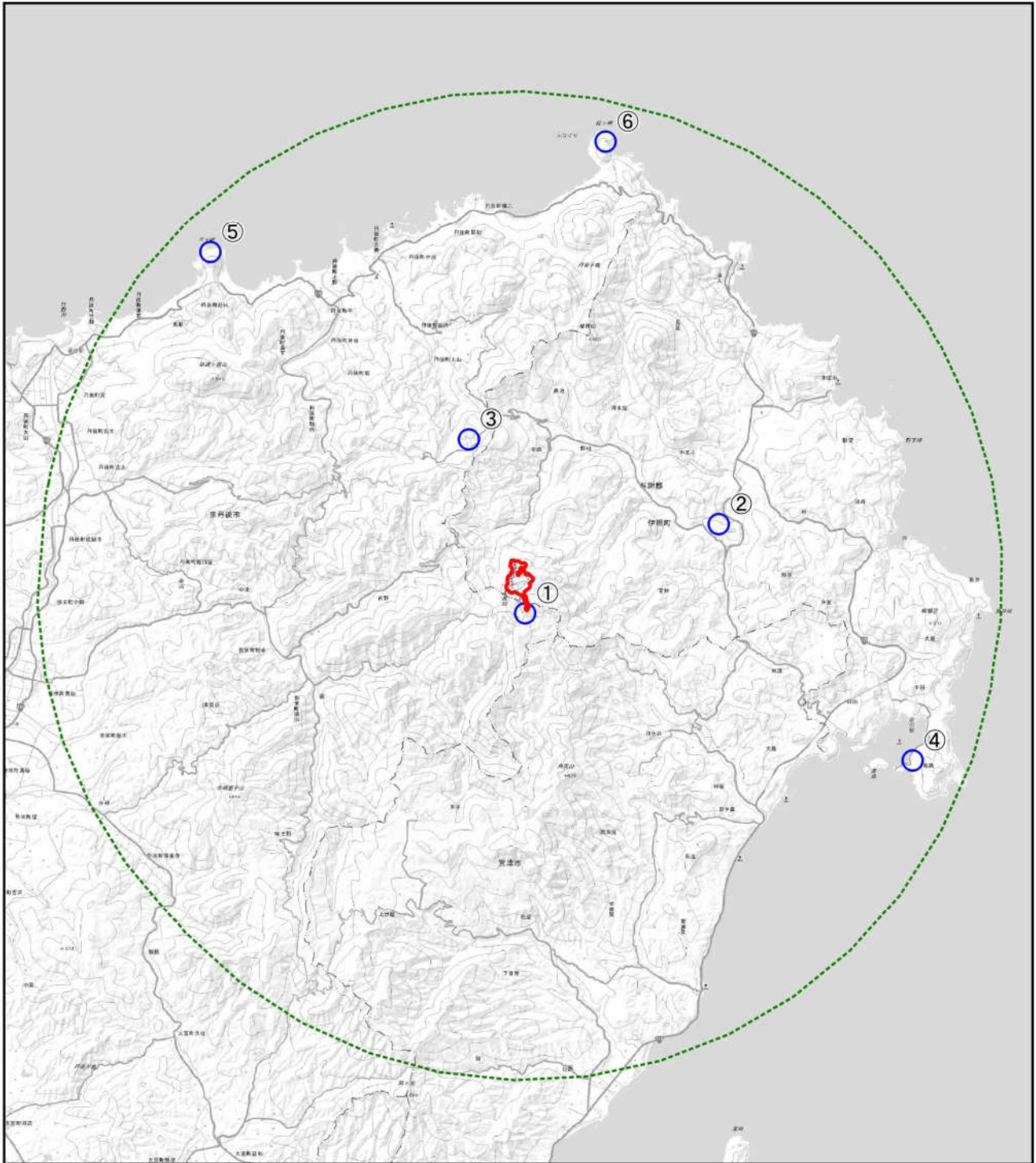
表 8.7.1-5 眺望点の選定根拠

	選定根拠
1	関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている展望施設
2	関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている施設のうち、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設
3	地域住民が利用する施設のうち、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設
4	関係自治体へのヒアリングによって得られた、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設

表8.7.1-6 眺望点の状況

	名称	選定根拠及び概要
①	スイス村高原浴場	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている施設のうち、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スイス村園内にある温浴施設。園内のキャンプ客、スキー客などが利用する。
②	碓山 (あずまや)	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている展望施設 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・碓高原牧場に整備された展望台。日本海側を望む良好な展望地となっている。
③	桜ヶ丘運動公園	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が利用する施設のうち、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動場、研修施設、テニスコート、アスレチック施設。伊根町民は半額の料金で利用することができる。
④	慈眼寺	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係自治体へのヒアリングによって得られた、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「伊根町伊根浦伝統的建造物保存地区」内にあるお寺。
⑤	犬ヶ岬	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている施設のうち、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道が整備されており、岬付け根の東側地点は、丹後松島のビューポイントである。
⑥	経ヶ岬	<p><選定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている施設のうち、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安山岩の柱状節理が美しい、近畿最北端の岬。岬の周囲は、波の浸食作用によって断崖絶壁となっており、駐車場や経ヶ岬展望台、展望台からの絶景が望める。

出典等：「森林公園スイス村ホームページ」（(株) スイス村管理組合が運営する運営ホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）、
「筒川文化センターホームページ」（伊根町教育委員会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）、
「伊根町観光協会が運営するホームページ」、「京都府丹後広域振興局」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）、
「観るなび」（(公社) 日本観光振興協会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）、
「京丹後ナビ」（(一社) 京丹后市観光協会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）、
「山陰海岸ジオパーク」（山陰海岸ジオパーク推進協議会が運営するホームページ最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。



凡例

- 眺望点
- ① スイス村高原浴場
- ② 碓山 (あずまや)
- ③ 桜ヶ丘運動公園
- ④ 慈眼寺
- ⑤ 犬ヶ岬
- ⑥ 経ヶ岬

- 対象事業実施区域
- 景観の調査地域

0 1 2 3 4 5 6 7 km



出典等：「森林公園スイス村ホームページ」(株)スイス村管理組合が運営する運営ホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)、「筒川文化センターホームページ」(伊根町教育委員会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)、「伊根町観光協会が運営するホームページ」、「山陰海岸ジオパーク」(山陰海岸ジオパーク推進協議会が運営するホームページ最終閲覧月：令和2年7月)等を参考に作成した。

図 8.7.1-2 眺望点位置図

(3) 主要な眺望景観の状況

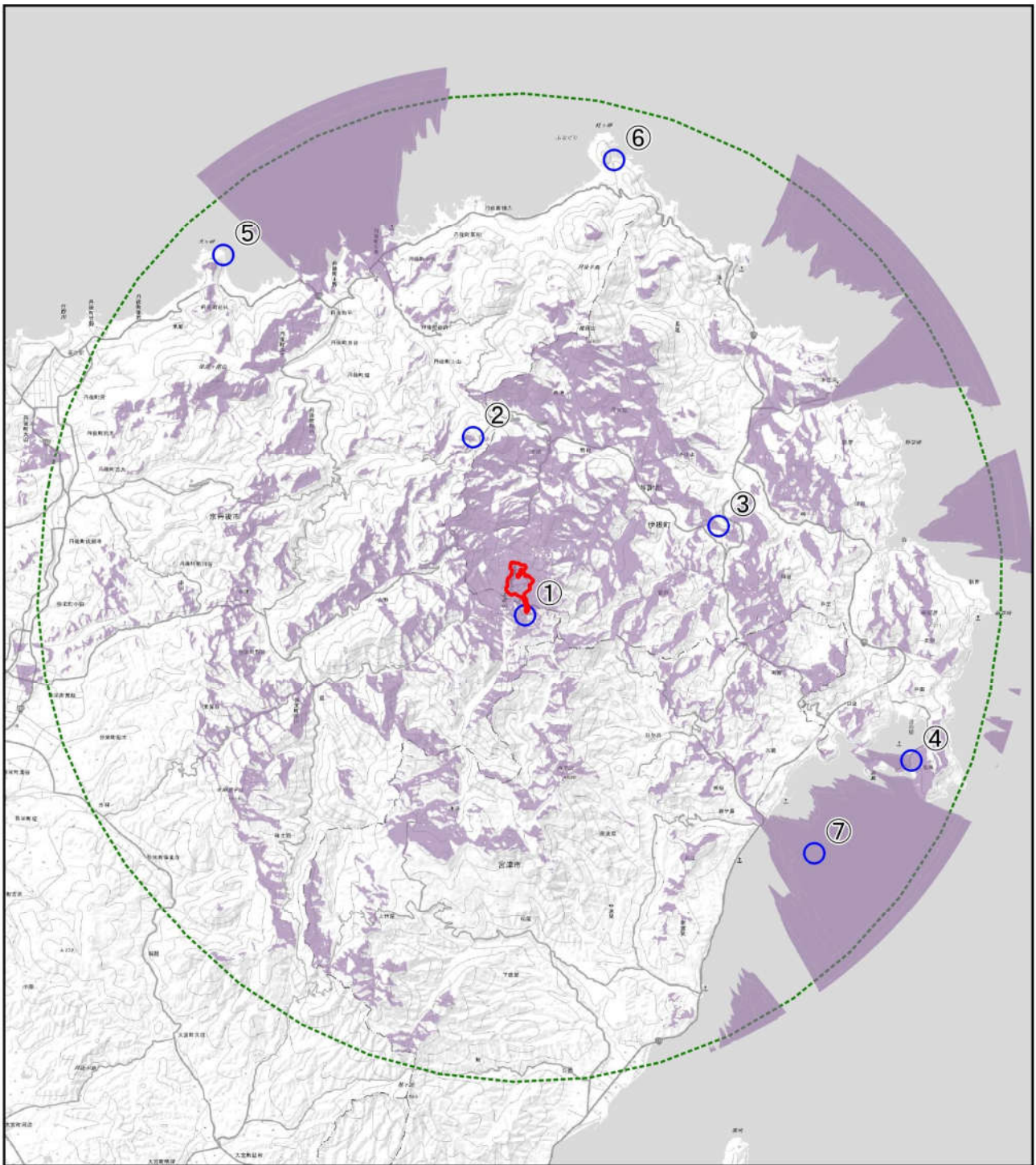
①調査地点

主要な眺望点として抽出された6地点の他、不特定多数の人々が利用する伊根の舟屋周辺と天橋立を結ぶ航路上を主要な眺望点として追加し、7地点を選定した（表8.7.1-7、図8.7.1-3）。

表8.7.1-7 主要な眺望景観の調査地点及び設定根拠

No.	名称	選定根拠及び概要
1	スイス村高原浴場	スイス村園内にある温浴施設であり、園内のキャンプ客やスキー客等が利用している。不特定多数の人々が訪れる場所であり、本事業により風力発電機の視認が可能であると予測されることから、主要な眺望点として設定した。
2	碓山（あずまや）	碓高原牧場に整備された展望台であり、日本海側を望む良好な展望地となっている。不特定多数の人々が訪れる場所であり、本事業により風力発電機の視認が可能であると予測されることから、主要な眺望点として設定した。
3	桜ヶ丘運動公園	運動場、研修施設、テニスコート、アスレチック施設が存在し、伊根町民は半額の料金で利用することができる。地域住民が利用する施設であり、本事業により風力発電機の視認が可能であると予測されることから、主要な眺望点として設定した。
4	慈眼寺	「伊根町伊根浦伝統的建造物保存地区」内にあるお寺である。参拝者が訪れる場所であり、対象事業実施区域への眺望が良いと予測されることから、主要な眺望点として設定した。
5	犬ヶ岬	遊歩道が整備されており、岬の東側からは丹後松島を望むことができる。不特定多数の人々が訪れる場所であり、本事業による眺望景観への影響が懸念されることから、主要な眺望点として設定した。
6	経ヶ岬	近畿最北端の岬である。駐車場や経ヶ岬展望台があり、主に日本海を望むことができる絶景スポットである。不特定多数の人々が訪れる場所であり、本事業による眺望景観への影響が懸念されることから、主要な眺望点として設定した。
7	伊根航路	伊根の舟屋周辺と天橋立を結ぶ航路であり、海上から伊根の舟屋と天橋立の両方を見ることができる。特定の施設ではないが、不特定多数の人々が利用しており、本事業による眺望景観への影響が懸念されることから、主要な眺望点として設定した。

備考：表中の番号は、図中番号に対応する。



凡例

- 景観調査地点
- ① スイス村高原浴場
- ② 碓山（あずまや）
- ③ 桜ヶ丘運動公園
- ④ 慈眼寺
- ⑤ 犬ヶ岬
- ⑥ 経ヶ岬
- ⑦ 伊根航路

- 対象事業実施区域
- 景観の調査地域
- 可視領域

0 1 2 3 4 5 6 7 km



図 8.7.1-3 景観調査地点

②調査期間

調査期間は、着葉期及び落葉期を対象に調査を行った。

- ・着葉期（令和元年8月11日及び8月12日）
- ・落葉期（令和元年11月30日）

※ただし、「伊根航路」は8月土日祝のみの運航であるため、落葉期の撮影は行って
いない。

③調査方法

主要な眺望景観の状況について、現地確認及びカメラによる写真撮影を行うとともに、風力発電機の配置による垂直見込角を確認した。なお、調査対象とした主要な眺望点のうち、「経ヶ岬」については、岬の西方、東方とも計画地側が望まれる可能性があるため、東西両側より撮影を行った。

④調査結果

主要な眺望景観の状況は、図8.7.1-4に示すとおりである。



①スイス村高原浴場（着葉期）



①スイス村高原浴場（落葉期）

図 8.7.1-4 (1) 主な眺望点からの対象事業実施区域方向の眺望状況



②碓山（あずまや）（着葉期）



②碓山（あずまや）（落葉期）



③桜ヶ丘運動公園（着葉期）



③桜ヶ丘運動公園（落葉期）

図 8.7.1-4 (2) 主な眺望点からの対象事業実施区域方向の眺望状況



④慈眼寺（着葉期）



④慈眼寺（落葉期）



⑤犬ヶ岬（着葉期）

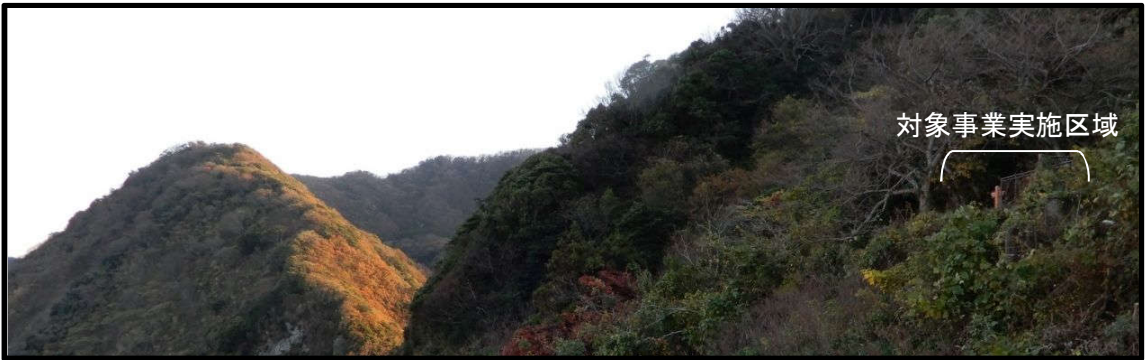


⑤犬ヶ岬（落葉期）

図 8.7.1-4 (3) 主な眺望点からの対象事業実施区域方向の眺望状況



⑥経ヶ岬-東方（着葉期）



⑥経ヶ岬-東方（落葉期）



⑥経ヶ岬-西方（着葉期）



⑥経ヶ岬-西方（落葉期）

図 8.7.1-4 (4) 主な眺望点からの対象事業実施区域方向の眺望状況



⑦伊根航路（着葉期）

図 8.7.1-4 (5) 主な眺望点からの対象事業実施区域方向の眺望状況

8.7.2 予測結果

(1) 地形改変及び施設の有無

①環境保全措置

地形改変及び施設の有無に伴う景観への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・色彩については、周辺景観との調和を図るため、風力発電機を明灰色に塗装する。
- ・既存の造成地を活用し、樹木の伐採範囲を最小限に留めるとともに、改変により生じる法面部分については、種子吹付け等により緑化を行うことで修景を図る。

(2) 予測地点

図8.7.1-3に示す調査地点と同様の7地点とした。

(3) 予測対象時期

風力発電施設が完成した時期とした。

(4) 予測手法

①主要な眺望点及び景観資源

主要な眺望点及び景観資源の位置と対象事業実施区域を重ねることにより影響の有無を予測した。

②主要な眺望景観

主要な眺望点から撮影した現状の眺望景観の写真に、風力発電機の透視図を合成するフォトモンタージュ法により、眺望景観の変化の程度を予測した。

(5) 予測の結果

①主要な眺望点及び景観資源

対象事業実施区域には主要な眺望点及び景観資源は存在しないこと、本事業によるアクセス道路の遮断もないことから、対象事業の実施による直接的な影響は無いと予測する。

②主要な眺望景観

主要な眺望点における、新設風力発電機の設置に伴う眺望景観の変化に対する予測結果を表8.7.2-1に、フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の変化を図8.7.2-1に示す。

なお、予測に際しては、表8.7.2-2に示す「景観対策ガイドライン（案）」（1981年、UHV送電特別委員会環境部会立地文科会）による垂直見込角と鉄塔の見え方の知見を参考とした。

表 8.7.2-1 (1) 主要な眺望点からの眺望景観の予測結果（スイス村高原浴場）

風力発電機No. (号機)		予測結果			
		視認状況	距離 (m)	垂直見込角 (°)	予測結果
既設	1	不可視	611	7.0	既設風力発電機は太鼓山の山蔭に隠れ、3基とも視認できないが、新設風力発電機は到達高さが太鼓山よりも高いことから、その上部が視認されるものと思われる。
	2	不可視	737	5.8	
	6	不可視	728	5.9	
新設	1	不可視	1,033	8.9	
	2	可視 (1/2程度)	737	12.5	
	3	可視 (1/4程度)	618	14.8	
	4	可視 (ローター先端のみ)	845	10.9	

表 8.7.2-1 (2) 主要な眺望点からの眺望景観の予測結果（碓山（あずまや））

風力発電機No. (号機)		予測結果			
		視認状況	距離 (m)	視認状況	予測結果
既設	1	可視(ほぼ全体)	3,156	1.4	既設風力発電機、新設風力発電機ともに全基が視認される。新設風力発電機の垂直見込角は最大で3.1°に変化するが、圧迫感を受けないと考えられる。
	2	可視(4/5程度)	3,027	1.4	
	6	可視(1/2程度)	3,092	1.4	
新設	1	可視(ほぼ全体)	2,730	3.4	
	2	可視(ほぼ全体)	3,088	3.0	
	3	可視(ほぼ全体)	3,143	2.9	
	4	可視(ほぼ全体)	2,915	3.2	

表 8.7.2-1 (3) 主要な眺望点からの眺望景観の予測結果（桜ヶ丘運動公園）

風力発電機No. (号機)		予測結果			
		視認状況	距離 (m)	垂直見込角 (°)	予測結果
既設	1	可視(1/4程度)	4,289	1.0	既設、新設風力発電機ともに全基が視認される。新規設置後は、風力発電機が大型化することにより、垂直見込角は従来のおよそ2倍程度になるが、最大でも2°程度であり、環境融和塗色がされている場合、景観的にはほとんど気にならない程度であると考えられる。
	2	可視(ローター先端)	4,267	1.0	
	6	可視(2/3程度)	3,935	1.1	
新設	1	可視(3/4程度)	4,139	2.2	
	2	可視(3/4程度)	3,920	2.3	
	3	可視(2/3程度)	4,244	2.1	
	4	可視(3/4程度)	4,165	2.2	

表 8.7.2-1 (4) 主要な眺望点からの眺望景観の予測結果 (慈眼寺)

風力発電機No. (号機)		予測結果			予測結果
		視認状況	距離 (m)	垂直見込角 (°)	
既設	1	不可視	8,635	0.5	既設風力発電機は6号機のみが視認されるが、新設風力発電機は全基が視認される。 ただし、垂直見込角はいずれも1°以下であり、景観的にはほとんど気にならない程度であると予測する。また、伊根の舟屋群と青島の景観に風力発電機が直接介在することはない。
	2	不可視	8,702	0.5	
	6	可視	8,415	0.5	
新設	1	可視(ほぼ全体)	8,793	1.0	
	2	可視(ほぼ全体)	8,407	1.1	
	3	可視(1/2程度)	8,608	1.1	
	4	可視(2/3程度)	8,695	1.1	

表 8.7.2-1 (5) 主要な眺望点からの眺望景観の予測結果 (犬ヶ岬)

風力発電機No. (号機)		予測結果			予測結果
		視認状況	距離 (m)	垂直見込角 (°)	
既設	1	不可視	8,570	0.5	依遅ヶ尾岳から伸びる尾根に遮られ、風力発電機は既設、新設とも視認されない。
	2	不可視	8,463	0.5	
	6	不可視	8,663	0.5	
新設	1	不可視	8,262	1.1	
	2	不可視	8,665	1.1	
	3	不可視	8,579	1.1	
	4	不可視	8,411	1.1	

表 8.7.2-1 (6A) 主要な眺望点からの眺望景観の予測結果 (経ヶ岬-東方)

風力発電機No. (号機)		予測結果			予測結果
		視認状況	距離 (m)	垂直見込角 (°)	
既設	1	不可視	9,049	0.5	経ヶ岬の半島部を構成する尾根に遮られ、風力発電機は既設、新設とも視認されない。
	2	不可視	8,926	0.5	
	6	不可視	8,821	0.5	
新設	1	不可視	8,598	1.1	
	2	不可視	8,810	1.0	
	3	不可視	9,017	1.0	
	4	不可視	8,779	1.1	

表 8.7.2-1 (6B) 主要な眺望点からの眺望景観の予測結果 (経ヶ岬-西方)

風力発電機No. (号機)		予測結果			予測結果
		視認状況	距離 (m)	垂直見込角 (°)	
既設	1	不可視	8,596	0.5	権現山および岳山に遮られ、風力発電機は既設、新設とも視認されない。
	2	不可視	8,472	0.5	
	6	不可視	8,370	0.5	
新設	1	不可視	8,144	1.1	
	2	不可視	8,360	1.1	
	3	不可視	8,564	1.1	
	4	不可視	8,325	1.1	

表 8.7.2-1 (7) 主要な眺望点からの眺望景観の予測結果 (伊根航路)

風力発電機No. (号機)	予測結果			
	視認状況	距離 (m)	垂直見込角 (°)	予測結果
既設	1	不可視	7,702	0.6
	2	不可視	7,788	0.5
	6	不可視	7,538	0.6
新設	1	可視 (1/3程度)	7,934	1.2
	2	可視 (ローター先端のみ)	7,533	1.2
	3	不可視	7,682	1.2
	4	可視 (ローター先端のみ)	7,809	1.2

伊根航路の途中、風力発電機がもっとも視認される地点から撮影した。
既設風力発電機は全基とも視認されない。新設風力発電機については、1基が全体の1/3程度視認される可能性があるが、その他の風力発電機は大きく見えることはなく、景観的にはほとんど気にならない程度であると予測する。

表 8.7.2-2 垂直見込角と鉄塔の見え方の知見

垂直見込角	鉄塔の見え方の知見
0.5°	輪郭がやっとわかる。季節と時間 (夏の午後) の条件は悪く、ガスのせいもある。
1.0°	十分に見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5~2°	シルエットになっている場合は良く見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットによらず、さらに環境融和塗色されている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては、見えないこともある。
3°	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感を受けない。
5~6°	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある (構図を乱す)。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない (上限か)。
10~12°	めいっばいに大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周囲の景観とは調査しえない。
20°	見上げるような仰角にあり、圧迫感も強くなる。

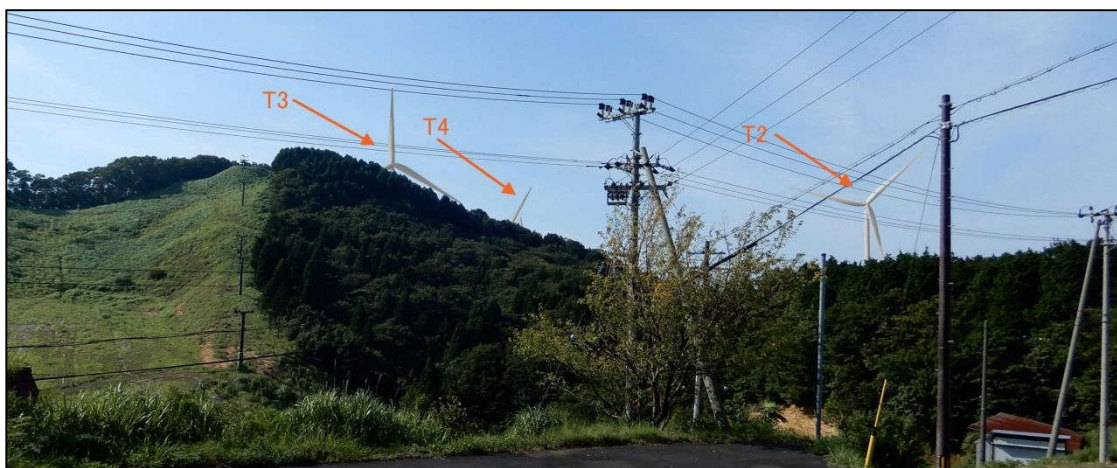
出典等: 「景観対策ガイドライン (案)」 (1981年、UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会) を使用して作成した。

①スイス村高原浴場

<現状：着葉期>



<将来：着葉期>



<透視図：着葉期>

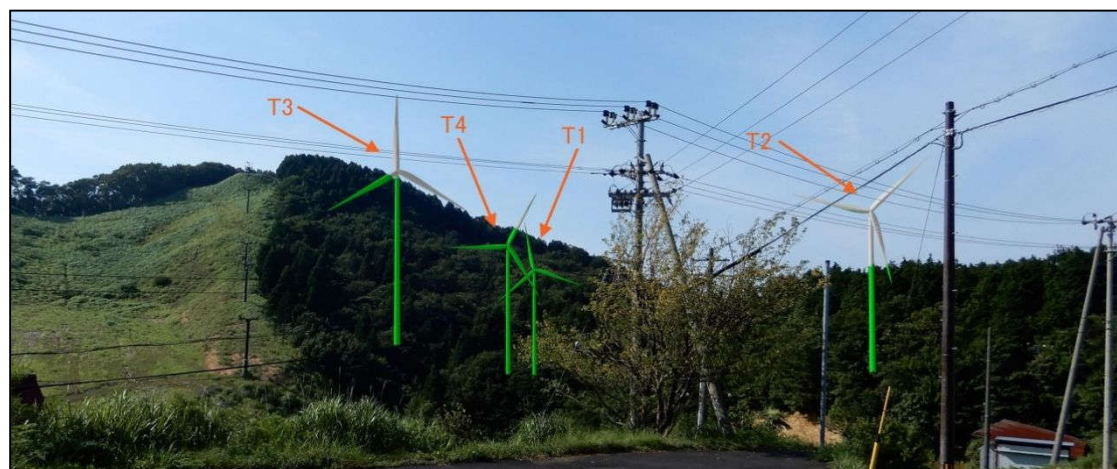


図 8.7.2-1 (1) 主要な眺望点からの眺望状況及び風力発電施設新設後の予測結果

①スイス村高原浴場

<現状：落葉期>



<将来：落葉期>



<透視図：落葉期>

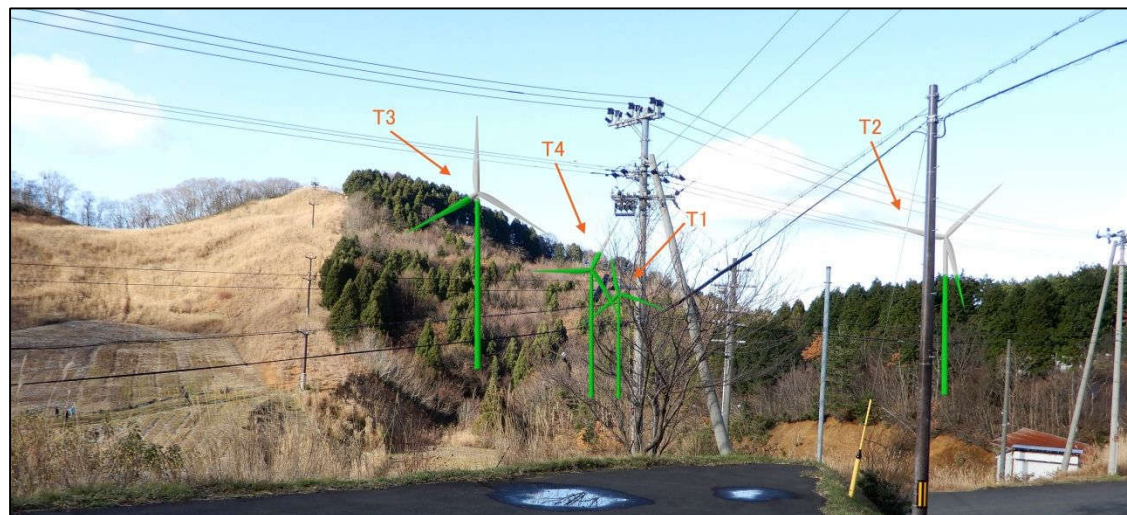


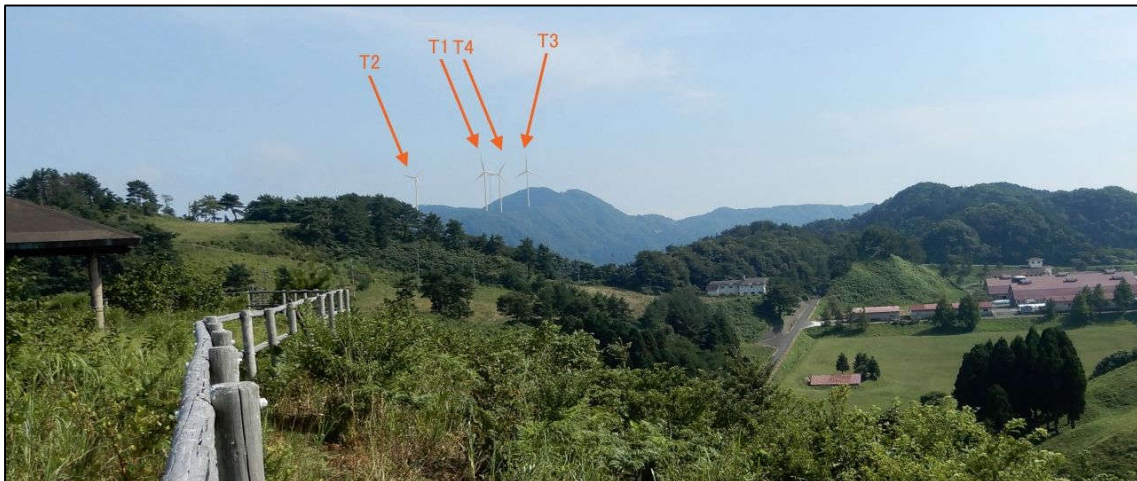
図 8.7.2-1 (2) 主要な眺望点からの眺望状況及び風力発電施設新設後の予測結果

②碓山（あずまや）

<現状：着葉期>



<将来：着葉期>



<透視図：着葉期>

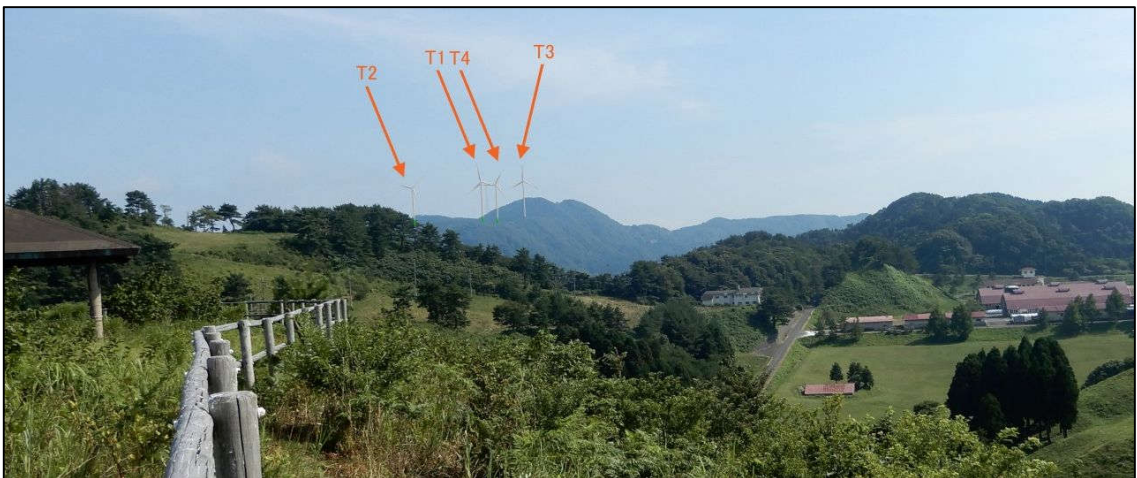
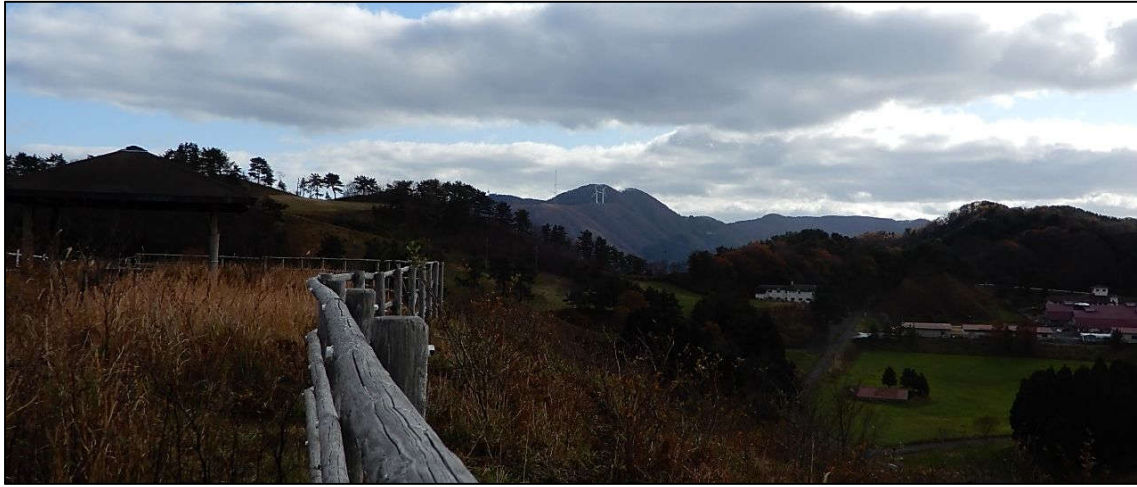


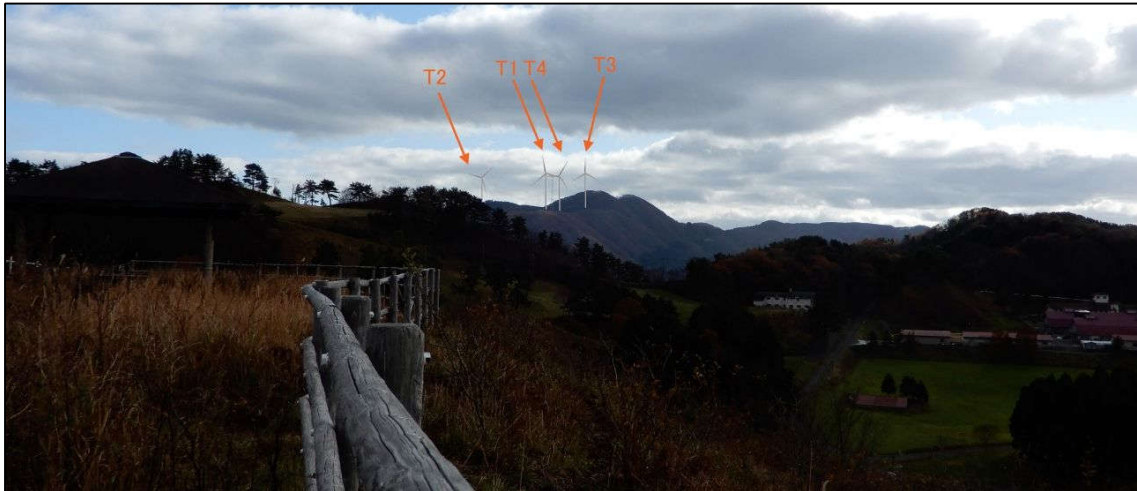
図 8. 7. 2-1 (3) 主要な眺望点からの眺望状況及び風力発電施設新設後の予測結果

②碓山（あずまや）

<現状：落葉期>



<将来：落葉期>



<透視図：落葉期>



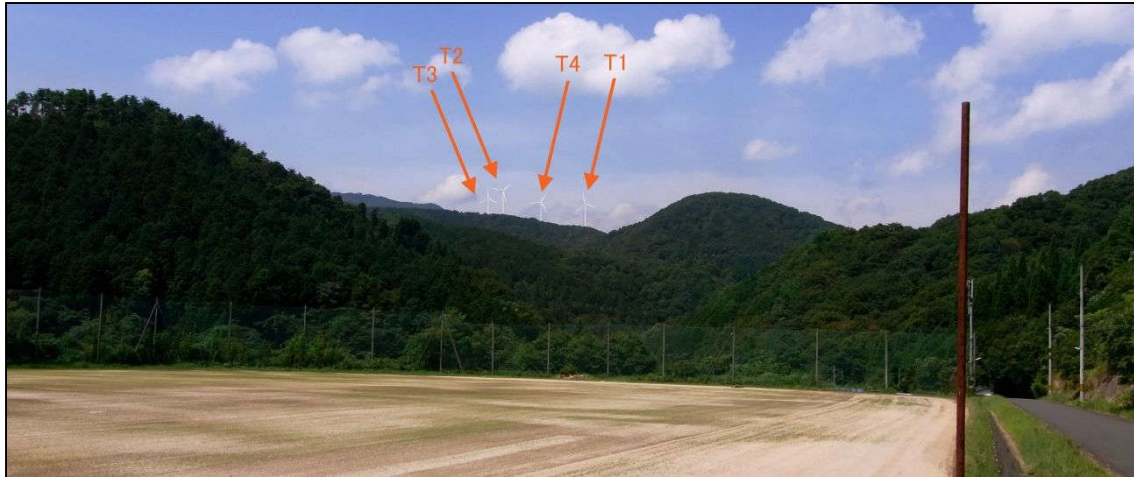
図 8.7.2-1 (4) 主要な眺望点からの眺望状況及び風力発電施設新設後の予測結果

③桜ヶ丘運動公園

<現状：着葉期>



<将来：着葉期>



<透視図：着葉期>

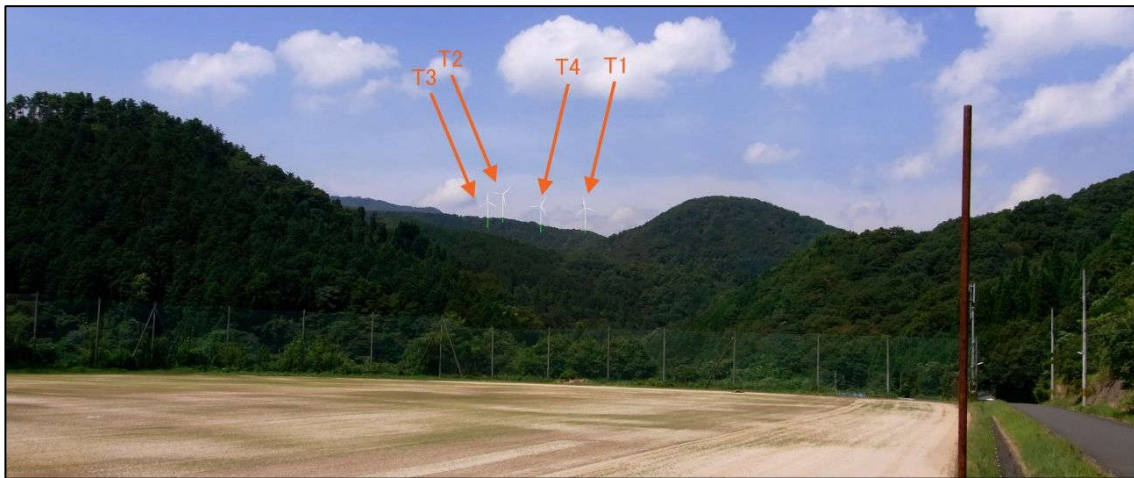


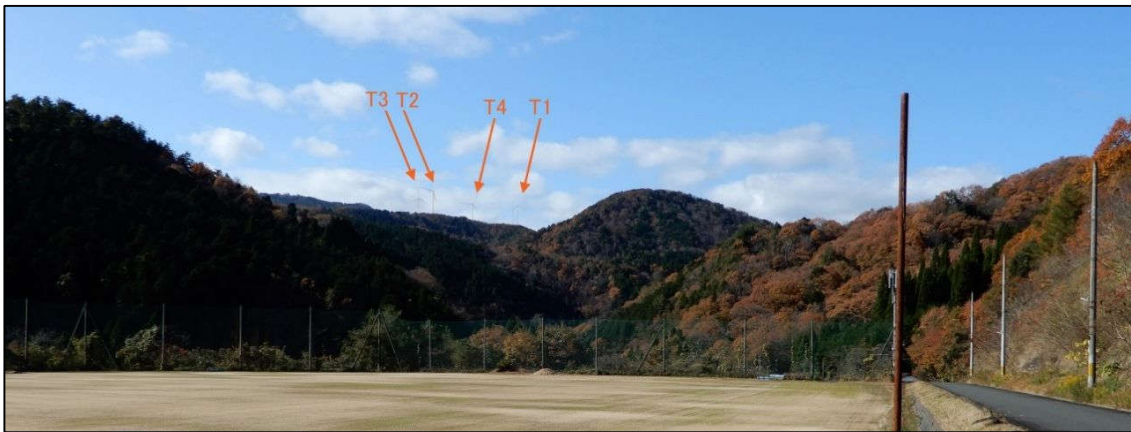
図 8.7.2-1 (5) 主要な眺望点からの眺望状況及び風力発電施設新設後の予測結果

③桜ヶ丘運動公園

<現状：落葉期>



<将来：落葉期>



<透視図：落葉期>

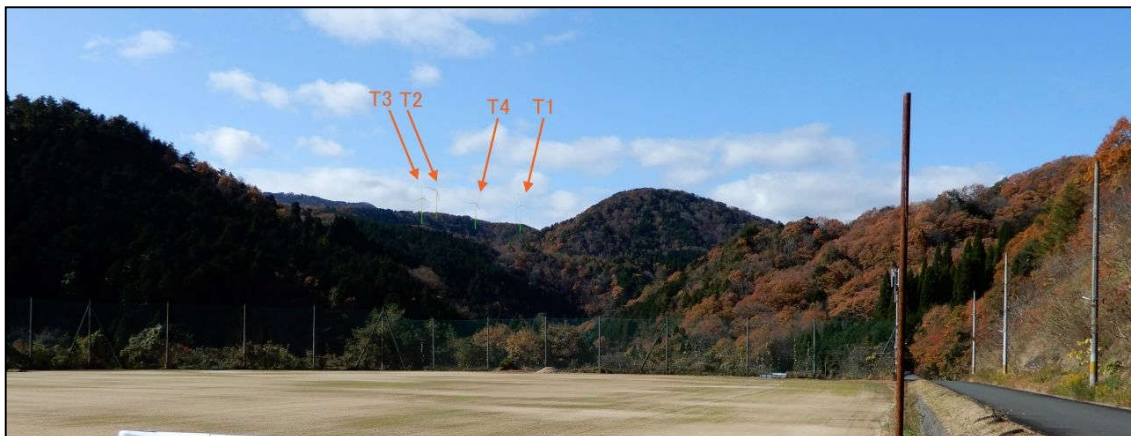


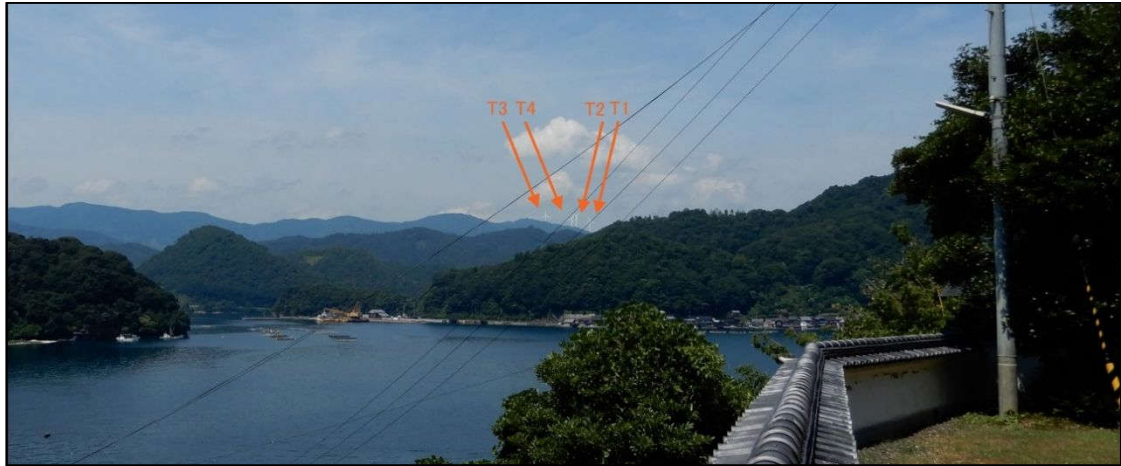
図 8. 7. 2-1 (6) 主要な眺望点からの眺望状況及び風力発電施設新設後の予測結果

④慈眼寺

<現状：着葉期>



<将来：着葉期>



<透視図：着葉期>

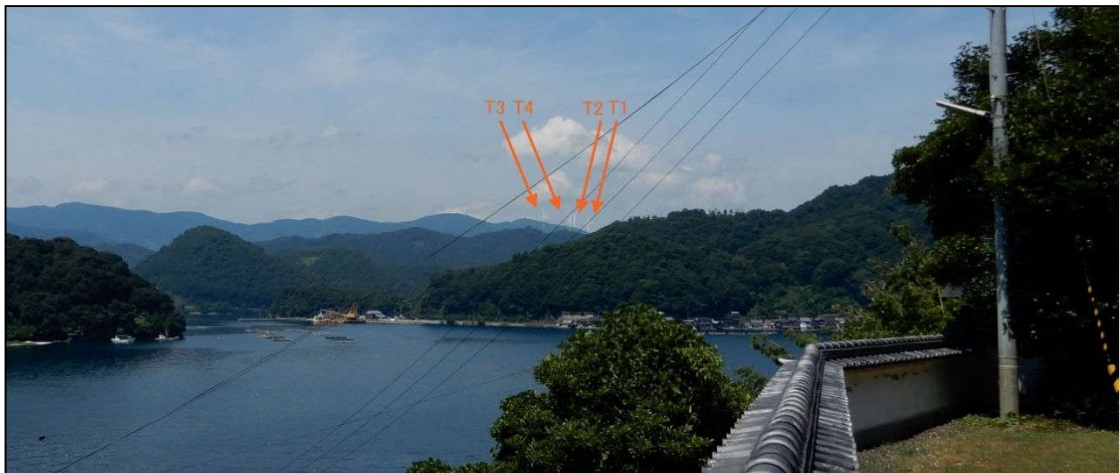


図 8. 7. 2-1 (7) 主要な眺望点からの眺望状況及び風力発電施設新設後の予測結果

④慈眼寺

<現状：落葉期>



<将来：落葉期>



<透視図：落葉期>

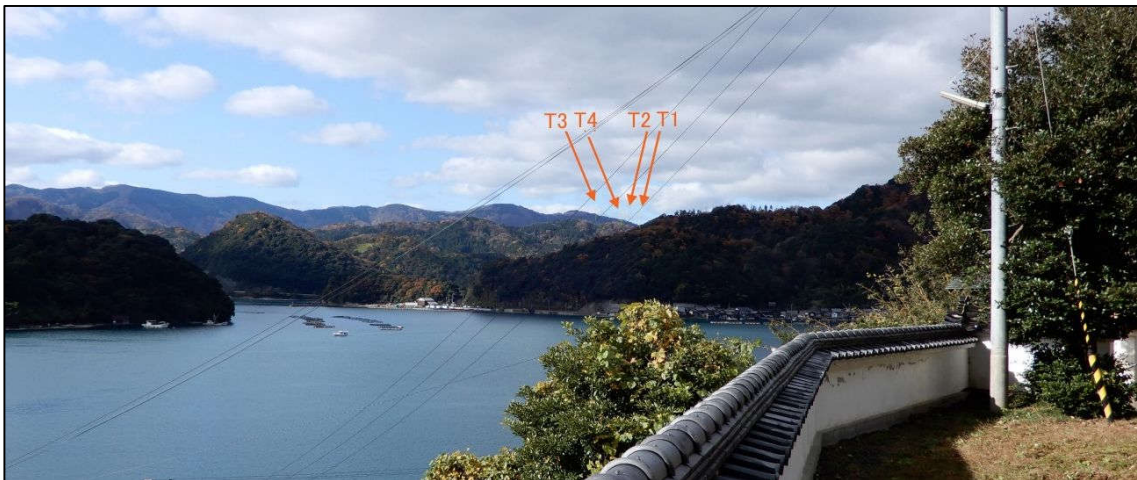


図 8.7.2-1 (8) 主要な眺望点からの眺望状況及び風力発電施設新設後の予測結果

⑤犬ヶ岬

<現状：着葉期>



<将来：着葉期>



<透視図：着葉期>



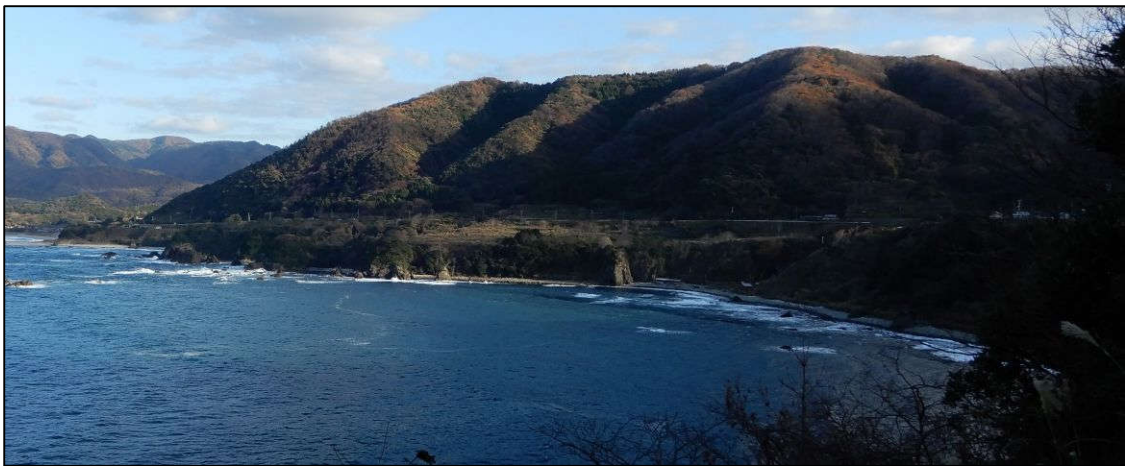
図 8.7.2-1 (9) 主要な眺望点からの眺望状況及び風力発電施設新設後の予測結果

⑤犬ヶ岬

<現状：落葉期>



<将来：落葉期>



<透視図：落葉期>



図 8.7.2-1 (10) 主要な眺望点からの眺望状況及び風力発電施設新設後の予測結果

⑥経ヶ岬(東方向)

<現状：着葉期>



<将来：着葉期>



<透視図：着葉期>



図 8.7.2-1 (11) 主要な眺望点からの眺望状況及び風力発電施設新設後の予測結果

⑥経ヶ岬(東方向)

<現状：落葉期>



<将来：落葉期>



<透視図：落葉期>

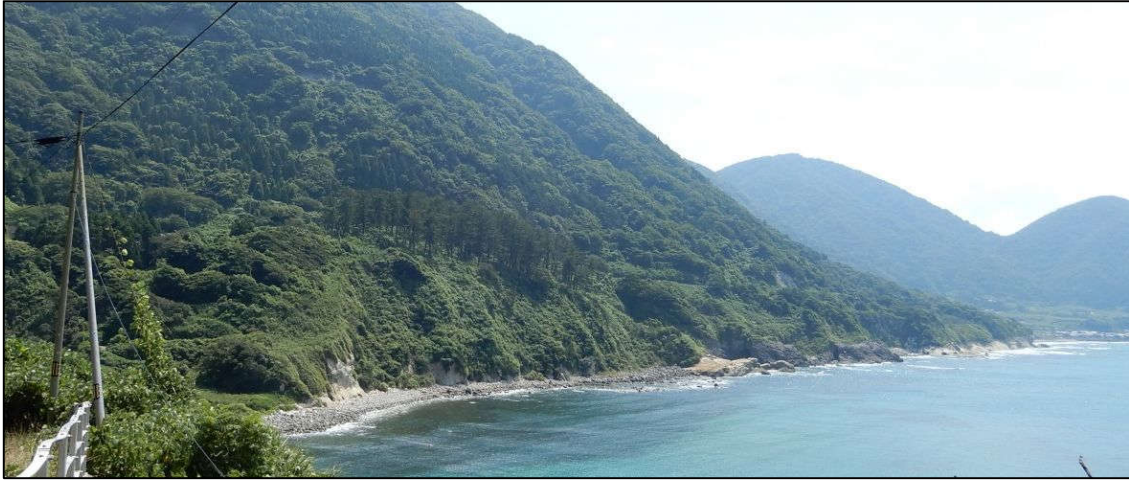
※風車位置を際立たせるため背景写真を薄くしている。



図 8.7.2-1 (12) 主要な眺望点からの眺望状況及び風力発電施設新設後の予測結果

⑥経ヶ岬（西方向）

<現状：着葉期>



<将来：着葉期>



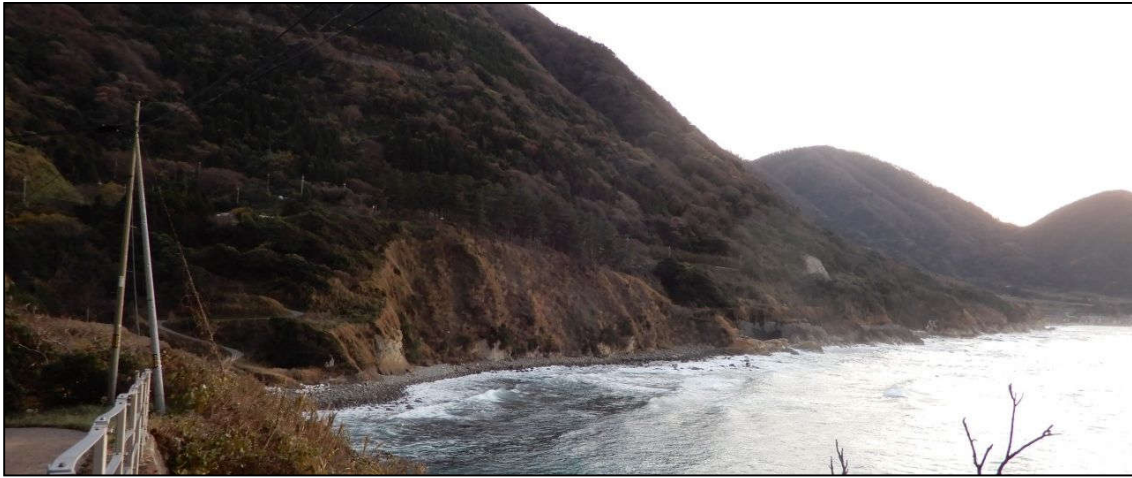
<透視図：着葉期>



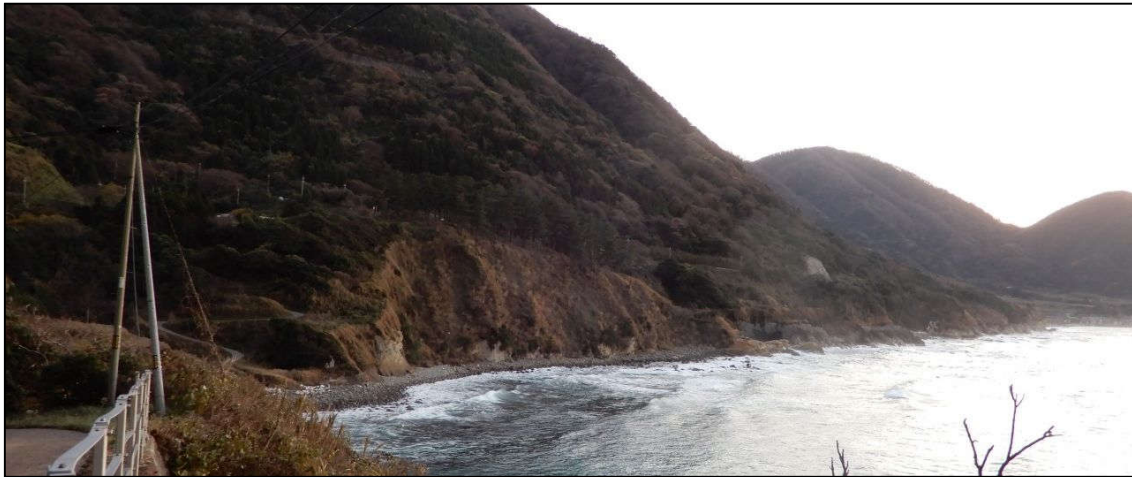
図 8.7.2-1 (13) 主要な眺望点からの眺望状況及び風力発電施設新設後の予測結果

⑥経ヶ岬（西方向）

<現状：落葉期>



<将来：落葉期>



<透視図：落葉期>



図 8.7.2-1 (14) 主要な眺望点からの眺望状況及び風力発電施設新設後の予測結果

⑦伊根航路

<現状：着葉期>



<将来：着葉期>



<透視図：着葉期>



図 8.7.2-1 (15) 主要な眺望点からの眺望状況及び風力発電施設新設後の予測結果

8.7.3 評価結果

(1) 地形改変及び施設の存在

①環境影響の回避又は低減に係る評価

地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響を低減するための環境保全措置は以下のとおりである。

- ・色彩については、周辺景観との調和を図るため、風力発電機を明灰色に塗装する。
- ・極力既存の造成地を活用し、樹木の伐採範囲を最小限に留めるとともに、法面等の改変部分については、種子吹付け等により緑化を行うことで修景を図る。

ア. 主要な眺望点及び景観資源

主要な眺望点及び景観資源については、対象事業実施区域には存在せず直接的な改変は発生しないこと、本事業によるアクセス道路の遮断も無いことから、本事業による環境影響は回避されていると評価する。

イ. 主要な眺望景観

主要な眺望点として選定した7地点のうち2地点（「犬ヶ岬」、「経ヶ岬」）においては、手前の地形や樹木等により、風力発電機は視認できないと予測されたことから、本事業による環境影響はないと評価する。

他の5地点からは、新設風力発電機のうち1基以上が視認される可能性があると予測されており、各地点の評価結果は以下のとおりである。

「桜ヶ丘運動公園」及び「慈眼寺」からは新設風力発電機4基が全て視認されるが、その垂直見込角は、1～2°であり、環境融和塗色がされている場合、景観的にはほとんど気にならないと考えられる。また、「慈眼寺」からは伊根町のシンボルである舟屋景観や青島を中心とする景観への影響が懸念されたが、垂直見込角が1°と小さいこと、伊根の舟屋群と青島の景観に風力発電機が直接介在することはないことから、影響はほとんど無いと考えられる。

「伊根航路」は航路上もともと風力発電機が見えやすい場所を選定したが、視点が海面上と低いことから、計画地は手前の山地に遮られ、辛うじて風力発電機の上部が尾根上に見える程度と予測された。また、風力発電機全体の垂直見込角も1°程度と小さいことから、景観的にはほとんど気にならない程度であると考えられる。

「スイス村高原浴場」からは、既存の風力発電機は太鼓山の背後にあるため視認できないが、新設風力発電機はその到達高が太鼓山の山頂より高くなるため、風力発電機の上部が視認されるものと思われる。ただし、視認できる部分は風力発電機全体の半分程度であり、実際の見えは計算上の垂直見込角よりも小さく、実質的には5～6°であり、やや大きく見えるが、圧迫感はあまり受けない程度であると考えられる。また、「8.8 人と自然との触れ合いの活動の場」の調査結果

に示すとおり、森林公園スイス村の利用者は既設風力発電機に対して悪い印象を抱いていないことが示されたため、新設の風力発電機が視認されることによる影響は小さいと考えられる。

「碓山（あずまや）」からは、既設風力発電機、新設風力発電機ともに、4基すべてが視認され、新設風力発電機については、4基ともほぼ全体が視認されるものと予測された。ただし、垂直見込角は3°程度であり、比較的細部までよく見えるようになり、気になるが、圧迫感を受けない程度であること、本眺望点の主な眺望方向は日本海方面であると考えられることから、景観への影響は小さいと考えられる。

さらに、上記の環境保全措置を講じることから、本事業が景観に及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。

②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

風力発電機を設置することとなる伊根町は、平成23年4月1日より景観行政団体へ移行し、景観法に基づき伊根町景観計画を平成26年に策定した。本計画では、伊根町内全域を伊根町景観計画区域に指定しており、農林漁業と自然との調和を図りながら、観光にも配慮したまちづくりを進めていくことを基本方針としている。

伊根町景観計画区域においては、高さが15m以上の工作物で新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する際には届出が義務付けられている。

また、伊根町景観計画区域においては、以下のことを基準として設けるとともに、土地の形質の変更については、壁面や法面に植栽を施し、町並みや自然など周辺の環境と調和するものとする必要がある。

・建築物の建築等及び工作物の建設等の基準について

①形態及び意匠

周辺の景観との調和に配慮し、統一感のあるものとする。

②色彩

周辺の景観との調和に配慮し、低彩度の落ち着いた色彩を基調とする。

③素材

周辺の景観との調和に配慮し、金属やガラス等の光沢ある素材を外部壁面等に使用する場合は、周辺の景観を阻害したり、浮き出した印象を与えたりしないようにすること。

本事業においては、高さ15m以上の工作物を新たに設置することから、届出を行い、適切に事業を実施する。また、本事業では、風力発電機を周囲の景観と調和し、統一感のあるものとするように配慮していることから、伊根町景観計画に示される基準に整合するものと評価する。